

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年10月29日答申分

答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500122 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500049 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 32 年 6 月 1 日から同年 5 月 30 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 32 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 32 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 34 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 34 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 34 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 34 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月に B 社に入社し、間もなく関連会社である A 社へ異動し、昭和 34 年に B 社に戻ったが、請求期間 及び について、厚生年金保険の加入記録が無い。入社から昭和 63 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたので、請求期間 及び について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年

金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 について、A社の関連会社であり、かつ、B社の事業を継承するC社及び複数の同僚の回答から、請求者は、請求期間 において、A社に継続して勤務し、請求期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の昭和32年6月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業を継承するD社の総務担当者は、昭和32年5月30日から同年6月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の社会保険事務所（当時）に対する提出や保険料納付について、当時の資料を保管していないため不明であるとしているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

請求期間 について、請求者に係る雇用保険の加入記録、C社及び複数の同僚の回答から、請求者が請求期間 において、A社に継続して勤務し、請求期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者の陳述及び複数の同僚の回答から、請求者は、社会保険業務には携わっていなかったと認められることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の昭和34年8月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社の総務担当者は、昭和34年9月30日から同年10月1日までの期

間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の社会保険事務所に対する提出や保険料納付について、当時の資料を保管していないため不明であるとしているが、事業主が資格喪失年月日を同年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主は同年9月30日を資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500164 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500050 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間 から までに係る標準賞与額について、請求期間 は 20 万円、請求期間 、 及び は 18 万円、請求期間 は 23 万円、請求期間 は 24 万 1,000 円、請求期間 は 22 万円、請求期間 は 24 万円、請求期間 は 23 万円、請求期間 は 25 万円に訂正することが必要である。

請求期間 から までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間 から までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日
平成 20 年 8 月 12 日
平成 20 年 12 月 28 日
平成 21 年 8 月 12 日
平成 21 年 12 月 28 日
平成 22 年 8 月 12 日
平成 22 年 12 月 28 日
平成 23 年 12 月 28 日
平成 24 年 8 月 12 日
平成 24 年 12 月 28 日

A 社から請求期間 から までに係る賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象と

なる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間 は 20 万円、請求期間 、 及び は 18 万円、請求期間 は 23 万円、請求期間 は 24 万 1,000 円、請求期間 は 22 万円、請求期間 は 24 万円、請求期間 は 23 万円、請求期間 は 25 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿により、請求者は、請求期間 から までにおいて同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間 から までにおいて、社会保険事務は担当していなかった旨回答している上、A社の事業主は、「請求者は、社会保険関係の事務には関与しておらず、B職員として勤務していた。」旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、請求期間 から までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間 から までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500218 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500051 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成 3 年 12 月 31 日)及び取得年月日(平成 4 年 6 月 1 日)の記録を取り消し、平成 3 年 12 月から平成 4 年 5 月までの標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 3 年 12 月 31 日から平成 4 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 31 日から平成 4 年 6 月 1 日まで

私は、A 社に平成 2 年 2 月 16 日から平成 7 年 12 月 26 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間について、厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の被保険者資格の喪失及び取得の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びに請求期間当時の取締役及び同僚の証言から、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によれば、同社における請求者を含む 44 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が平成 4 年 6 月 8 日付けで平成 3 年 12 月 31 日に遡及して行われていることが確認できる上、請求期間において被保険者資格を取得した 10 人の資格取得の取消処理についても、平成 4 年 6 月 8 日付けで遡及して行われていることが確認できる。

また、A 社において、上記の厚生年金保険被保険者資格の遡及喪失処理及び資格取得取消処理が行われた 54 人のうち 50 人が、平成 4 年 6 月 1 日に資格を取得(再取得を含む。)していることが確認できるところ、このうち 20 人の資格取得の処理

は、前述の資格喪失及び資格取得取消処理が行われた平成4年6月8日より前の同年6月4日であることが確認できる。

さらに、請求期間当時、A社の管理職であったとする者は、当時、同社は社会保険料を滞納していたため、社員全員を資格喪失させた旨述べているところ、社会保険事務所（当時）において、このような資格喪失に係る事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、平成4年6月1日に被保険者資格を取得した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該被保険者資格の喪失及び取得に係る記録は有効なものと認められないことから、請求者のA社における資格喪失年月日（平成3年12月31日）及び資格取得年月日（平成4年6月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500219 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500052 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成 3 年 12 月 31 日)及び取得年月日(平成 4 年 6 月 1 日)の記録を取り消し、平成 3 年 12 月から平成 4 年 5 月までの標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

平成 3 年 12 月 31 日から平成 4 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 31 日から平成 4 年 6 月 1 日まで

私は、A 社に平成 3 年 3 月 18 日から平成 5 年 10 月 10 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間について、厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の被保険者資格の喪失及び取得の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びに請求期間当時の取締役及び同僚の証言から、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によれば、同社における請求者を含む 44 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が平成 4 年 6 月 8 日付けで平成 3 年 12 月 31 日に遡及して行われていることが確認できる上、請求期間において被保険者資格を取得した 10 人の資格取得の取消処理についても、平成 4 年 6 月 8 日付けで遡及して行われていることが確認できる。

また、A 社において、上記の厚生年金保険被保険者資格の遡及喪失処理及び資格取得取消処理が行われた 54 人のうち 50 人が、平成 4 年 6 月 1 日に資格を取得(再取得を含む。)していることが確認できるところ、このうち 20 人の資格取得の処理

は、前述の資格喪失及び資格取得取消処理が行われた平成4年6月8日より前の同年6月4日であることが確認できる。

さらに、請求期間当時、A社の管理職であったとする者は、当時、同社は社会保険料を滞納していたため、社員全員を資格喪失させた旨述べているところ、社会保険事務所（当時）において、このような資格喪失に係る事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、平成4年6月1日に被保険者資格を取得した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該被保険者資格の喪失及び取得に係る記録は有効なものと認められないことから、請求者のA社における資格喪失年月日（平成3年12月31日）及び資格取得年月日（平成4年6月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500220 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500029 号

第 1 結論

昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間及び同年 7 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 3 月まで
: 昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 3 月まで

請求期間 及び について、国民年金保険料が未納となっているが、当時、私の夫が夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納付しており、未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 及び について、請求者は、請求者の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたと主張しているところ、請求者の夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間 に係る保険料は未納となっていることが確認できる。

また、請求期間 について、請求者及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できるものの、請求期間 の直前に当たる昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び請求期間 の直後に当たる昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間について、請求者とその夫の保険料の納付年月日が相違していることが確認できることから、請求期間 について、夫婦の保険料を一緒に納付していたとまでは考え難い。

さらに、請求期間 は 21 か月にわたっている上、当該期間について、夫は自身の国民年金保険料を 6 回に分けて納付していることが確認でき、夫が請求者の保険料と一緒に納付していたとすれば、請求者の納付記録のみが欠落したとは考えにく

いことから、請求者の夫の保険料が納付済みであることのみをもって請求者の保険料が納付されていたとまで推認することはできない。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、請求期間 及び の国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、請求者の国民年金保険料を納付していたとする夫は、請求期間 及び における納付場所について、B銀行C支店及び同行D支店であったと陳述しているものの、納付時期や納付金額などの記憶が定かではなく、当時の納付状況は不明である。

このほか、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名索引の結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500221 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500030 号

第 1 結論

昭和 37 年 3 月から昭和 39 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 3 月から昭和 39 年 3 月まで

私の父親が昭和 39 年 6 月頃に私の国民年金の加入手続をし、その後、自分が A 市(現在は、B 市)の市役所窓口で、請求期間の国民年金保険料をまとめて納めた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 39 年 6 月頃に請求者の父親が国民年金の加入手続をし、請求者が A 市役所の窓口で請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した旨述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 6 月 29 日に払い出されていることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたことがうかがえる。しかしながら、この時点において、制度上、過年度分の保険料は市町村役場で取り扱うことができないことから、請求期間の保険料を A 市役所で納付することはできない。

また、請求者が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄においても、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されていないことが確認できる。

さらに、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500166 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500053 号

第 1 結論

請求期間 及び について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日
平成 20 年 12 月 28 日

A 社から請求期間 及び に係る賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者に対して請求期間 及び に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳によると、請求者に支給された請求期間 及び に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A 社の事業主は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間 及び における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間 及び に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500223 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500054 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社(現在は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 8 月 21 日から同年 11 月 2 日まで

私は、昭和 56 年 8 月 21 日から A 社に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同年 8 月 21 日を被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、請求期間当時の資料について、「保存期限を超過したため不明である。」旨回答しており、請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者は、請求期間当時、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨述べている上、オンライン記録において請求者と同時期に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 16 人に照会を行ったところ、10 人から回答があり、そのうちの 2 人は、同社では試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録において、請求者と同日の昭和 56 年 11 月 2 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 13 人(請求者が一緒に入社したとして名前を挙げた 2 人を含む。)のうち、同社に係る雇用保険の加入記録が確認できる 12 人は、同年 7 月 14 日から同年 9 月 21 日までの間に雇用保険被保険者資格を取得しているものの、請求者と同様に、入社後数か月間は厚生年金

保険に加入しておらず、社会保険事務所（当時）に対して、同年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出が行われたことが確認できる。

加えて、事業所別被保険者名簿によると、A 社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 56 年 11 月 2 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500229 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500055 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

私は、A 社の代表取締役として、請求期間は月額約 47 万円の報酬を得ていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているので、請求期間の標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び A 社の閉鎖登記簿謄本によれば、請求者は、請求期間当時、同社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、請求者の A 社に係る請求期間の標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 6 年 7 月 31 日)の後の平成 6 年 8 月 31 日付けで、同年 1 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、請求者は、「請求期間当時は会社の経営状態が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたため、何度も社会保険事務所(当時)に行っていた。請求期間当時の社会保険事務所との対応は自らが行っていた。」旨述べている上、B 年金事務所は、「本請求に係る関係資料は保存期限経過により保管していないが、請求期間当時は役員に係る標準報酬月額の変更届には、役員報酬引下げの議決を行った取締役会の議事録等の写しを添付することが必要であったと思われる。」旨回答していることから、請求者は、A 社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。